国際調査機関 ＪＰ	日本国特許庁 （ＪＰＯ）		附属書　Ｄ ＪＰ
次の受理官庁を管轄する 国際調査機関	ＢＮ，ＩＤ，ＩＮ，ＪＰ，ＫＨ，ＫＲ，ＭＹ，ＰＨ，ＳＡ， ＳＧ，ＴＨ，ＵＳ，ＵＹ，ＶＮ		
国際調査機関に支払う手数料：			
調査手数料（ＰＣＴ規則16）[1]	スイス・フラン（CHF）	784[2]	926[3]
	ユーロ（EUR）	831[2]	982[3]
	円（JPY）	143,000[2]	169,000[3]
	韓国・ウォン（KRW）	1,393,000[2]	
	シンガポール・ドル（SGD）		1,486[3]
	米国・ドル（USD）	998[2]	1,179[3]
追加の調査手数料（ＰＣＴ規則40.2）[4]	JPY	105,000[2]	168,000[3]
異議申立手数料（ＰＣＴ規則40.2(e)）	な　し		
遅延提出手数料（ＰＣＴ規則13の3.1(c)）	な　し		
国際調査報告に列記された文献の写しのための手数料（ＰＣＴ規則44.3）	請求１件につき　JPY　1,400		
写しの入手方法	出願人は，国際調査報告とともに，そこで列記された非特許文献を含む各書類の写し１通を無料で受領する 書類の写しは，次のウェブサイトから利用可能な関係様式を使用して請求すべきである： https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/document/tokkyo_jyouyaku-jitumu/22.pdf#page=63		
調査手数料の払戻しの条件及び額	過誤又は超過の料金は納付した者の請求により払戻す 当該調査機関が次に掲げるいずれか１つの先の調査の相当部分を利用することができる場合，すなわち： (i) 国際出願が先の国際出願に基づく優先権の主張を伴う場合において，先の国際出願について当該機関が国際調査を行っているときは，先の国際出願についての国際調査 (ii) 当該国際出願の出願人と同じ出願人によって出願された，日本の国内特許出願又は実用新案登録出願についての先の調査 この場合には，出願人の請求により次の額を払戻す：		
	JPY 67,000[2,5]	57,000[3]	

［次頁に続く］

1　この手数料は，受理官庁が認める通貨（複数の通貨があればそのうち１つ）で受理官庁に支払う。

2　日本語で行われた又はＰＣＴ規則12.3に基づき日本語翻訳文が提出された国際出願について。この手数料は，中小企業，小規模企業，学術機関など手数料減額の資格を有する出願人による出願の場合には減額される。手数料減額を受ける資格についての詳細は次を参照されたい。
https://www.jpo.go.jp/system/process/tesuryo/genmen/genmen20190401/document/index/leaflet_e.pdf

3　英語によって行われた，又はＰＣＴ規則12.3に基づき英語翻訳文が提出された国際出願について。

4　この手数料は，特別な事情がある場合にのみ国際調査機関に支払う。

5　調査手数料の手数料減額が適用された場合，調査手数料の払戻し額は減額される。

ＪＰ	日本国特許庁 （ＪＰＯ）（続き）	ＪＰ
国際調査のために受理する言語	英語[6]，日本語[6]	
国際出願が，この国際調査機関が既に調査した先の出願から優先権を主張している場合，国際調査機関は先の調査結果に関する非公式コメントを認めるか？	認めない	
ヌクレオチド・アミノ酸の配列表の提出用に認められる物理的媒体の種類	磁気ディスク，CD-R，DVD-R	
調査をしないこととしている対象	ＰＣＴ規則39.1(i)から(vi)までに掲げる対象。ただし，日本国特許法の規定に従い特許付与出願において調査されるいずれかの対象，並びに外科的又は治療的な人体の処置方法及び診断方法を除く。	
委任状の提出要件の放棄		
国際調査機関は，別個の委任状を提出する要件を放棄しているか？	放棄している[7]	
別個の委任状が要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人が行為をする資格について疑義がある時	
国際調査機関は，包括委任状の写しを提出する要件を放棄しているか？	放棄している[7]	
包括委任状の写しが要求される特別の状況	代理人若しくは共通の代表者であって出願時の願書に記載されていなかった者が出願後に行為をした時，又は代理人が行為をする資格について疑義がある時	

6 次の言語が認められる。

— 受理官庁としての日本国特許庁に対して行われた国際出願については，日本語又は英語。

— ブルネイ・ダルサラーム，カンボジア，インド，インドネシア，マレーシア，フィリピン，サウジアラビア，シンガポール，タイ，米国，ウルグアイ，ベトナムの受理官庁に行われた国際出願については，英語，又は他の認められる言語からのＰＣＴ規則12.3に基づく英語翻訳文。

— 韓国の受理官庁に行われた国際出願については，日本語，又は韓国語若しくは英語からのＰＣＴ規則12.3に基づく日本語翻訳文，又は，韓国のために受理官庁として行動する国際事務局（ＲＯ／ＩＢ）に行われた国際出願については，日本語，又は他のすべての言語からのＰＣＴ規則12.3に基づく日本語翻訳文。

— ブルネイ・ダルサラーム，カンボジア，インド，インドネシア，日本，ラオス人民民主共和国，マレーシア，フィリピン，サウジアラビア，シンガポール，タイ，米国，ウルグアイ，ベトナムのために行動するＲＯ／ＩＢに行われた国際出願については，日本語，英語，又は他のすべての言語からのＰＣＴ規則12.3に基づく日本語若しくは英語翻訳文。

7 国際段階において代理人又は共通の代表者がいずれかの取下げ通知を行う場合（ＰＣＴ規則90の2.1から90の2.4；国際段階の11.048項も参照），委任状の要件の放棄は適用されない（ＰＣＴ規則90.4(e)及び90.5(d)）。